

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三教育職給料表(二)級別標準職務表を次のとおり改める。

第三 教育職給料表(二)級別標準職務表

一級

1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、助教諭又は養護助教諭

2 高等学校又は特別支援学校の実習助手又は寄宿舎指導員の職務

二級

1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭若しくはこれに相当する職、養護教諭又は栄養教諭の職務

2 高等学校又は特別支援学校の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う実習助手又は寄宿舎指導員の職務

特二級

高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務

三級

高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務

四級

高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

附 則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。